山田町住まいの省エネルギー改修推進事業　募集要領

１　事業の目的

この補助金は、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて、既存住宅の省エネルギー化を推進するため、町内に所在する住宅の所有者が省エネ性能を向上させるために要する経費に対し補助金を交付するもの。

２　補助の内容

<table>
<tr><th colspan="2">補助メニュー</th><th>対象経費</th><th>補助金額</th></tr>
<tr><td colspan="2">（1）省エネ診断</td><td>調査費、評価費等</td><td>対象経費の 2/3 以内の額（上限 15 万円/戸）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">（2）省エネ化計画策定・改修</td><td>①省エネ計画策定</td><td>調査費、設計費等</td><td rowspan="4">●<u>ZEH 水準にする場合</u>
対象経費の 8/10 以内の額（上限 70 万円/戸）

●<u>省エネ基準にする場合</u>
対象経費の 4/10 以内の額（上限 30 万円/戸）</td></tr>
<tr><td>②全体改修・建替え</td><td rowspan="3">工事費用
※建替えの場合は除却費用含む。</td></tr>
<tr><td>③部分改修</td></tr>
<tr><td>④②の改修(ZEH水準とするもの）と併せて実施する構造補強工事</td></tr>
</table>

３　補助対象経費

（1）　省エネ診断

・調査費

・BELS 等第三者機関の評価に要する経費

※省エネ診断とは・・・省エネ基準等を踏まえた客観的な診断。

（2）　省エネ化計画策定・改修

①　<u>省エネ計画策定</u>

・省エネ改修を行うための調査費

・設計費

・計画策定費

・BELS 等第三者機関の評価に要する経費　など

② 全体改修・建替え

・省エネ改修工事費

・除却費用（建替えの場合）

・④構造補強工事費（ZEH 水準レベルで全体改修を行う場合）

③ 部分改修

・省エネ改修工事費

4　補助条件

（1）　省エネ診断

・法令に位置付けられた診断方法がないことから、省エネ基準等を踏まえた客観的な診断であれば対象とする。

（2）　省エネ化計画策定・改修

① 省エネ計画策定

・省エネ改修を行うために必要な調査、設計、計画等であること。

② 全体改修・建替え

・省エネ改修後の住宅又は改修する部分は、省エネ基準又はＺＥＨ水準に適合するものであること。

	全体改修	建替え
省エネ基準レベル	建物全体を断熱等性能等級４かつ一次エネルギー消費量等級４とする改修工事	建物全体を断熱等性能等級４かつ一次エネルギー消費量等級４とする建替え工事
ZEH 水準レベル	建物全体を断熱等性能等級５かつ一次エネルギー消費量等級６とする改修工事	建物全体を断熱等性能等級５かつ一次エネルギー消費量等級６とする建替え工事

・省エネ改修後に、耐震基準に適合すること。

・設備の効率化に係る工事費については、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。

・階数が２階以下、かつ床面積が５００平方メートル以下の木造住宅を ZEH 水準にする場合は、次のアからオまでに掲げるいずれかの要件を満たすこと。

ア　構造計算により構造安全性が確かめられた住宅であること。

イ　木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するた

めの必要な壁量等の基準(案)の概要（令和４年１０月２８日国土交通省通知。以下「壁量等基準（案)」という。）により構造安全性が確かめられた住宅であること。（ただし、柱の小径に関する規定への適合は要件としない。）

ウ　現行の住宅性能表示制度における耐震等級３を満たす住宅であること。

エ　現行の住宅性能表示制度における耐震等級２を満たし、かつ次の(ｱ)及び(ｲ)に同意することを示す同意書の写しを提出すること。

(ｱ) 国土交通省において、壁量等基準（案）を原案として政省令、告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続きを経た上で確定、公布することを予定しており、確定、公布された基準は、令和７年４月以降に建築される木造のＺＥＨが満たすべき基準となること。

(ｲ) 当該住宅が、上記見直しにより、見直し後の壁量等の基準を満たさなくなる可能性があること。

オ　公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられた住宅であること。

※すでに省エネ基準レベル、ZEH レベルの省エネ性能がある住宅の改修・建替は対象外。

※災害リスクの高いエリアでの建替えは対象外となる場合があるので確認すること。

③ 部分改修

・省エネ改修後の住宅又は改修する部分は、省エネ基準又はＺＥＨ水準に適合するものであること。

・省エネ改修後に、耐震基準に適合すること。

・設備の効率化に係る工事費については、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。

・以下の表１、表２に掲げる要件を満たすこと。

※複数の開口部（窓やドアなど）について使用基準を満たすように改修する工事が必須。

※すでに省エネ基準レベル、ZEH レベルの省エネ性能がある住宅の改修・建替は対象外。

表１　対象工事・建材

		必須工事	必須工事と併せて対象となる工事
省エネ基準レベル	対象工事	複数の開口部について仕様基準を満たすよう改修する工事	開口部・躯体の断熱改修工事、設備の高効率化工事
	対象建材	仕様基準に適合する建材（こどもエコすまい支援事業又は子育てエコホーム支援事業の対象型番等）	開口部：同左 躯体（断熱材）、設備：こどもエコすまい支援事又は子育てエコホーム支援事業の対象型番等
ZEH水準レベル	対象工事	複数の開口部について ZEH 仕様基準を満たすよう改修する工事	開口部・躯体の断熱改修工事、設備の高効率化工事
	対象建材	ZEH 仕様基準に適合する建材（こどもエコすまい支援事業又は子育てエコホーム支援事業の対象型番等）	開口部：同左 躯体（断熱材）、設備：子育てエコホーム支援事業の対象型番等

※子育てエコホーム支援事業の対象建材は、同事業ホームページから検索可能です。

表２　対象設備

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">工事
種別</th><th rowspan="2">要件等</th><th colspan="2">基準への適合</th></tr>
<tr><th>省エネ
基準</th><th>ＺＥＨ
水準</th></tr>
<tr><td rowspan="8">こどもエコすまい支援事業又は子育てエコホーム支援事業のエコ住宅設備</td><td>太陽熱利用システム</td><td>強制循環式のもので、JIS A4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること）</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>高断熱浴槽</td><td>JIS A5532:2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること</td><td>○</td><td>○※１</td></tr>
<tr><td>電気ヒートポンプ
給湯機</td><td>JIS C9220:2018 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 3.0 以上（ただし、寒冷地仕様は 2.7 以上）であること</td><td>○</td><td>○※２</td></tr>
<tr><td>潜熱回収型
ガス給湯機</td><td>給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が 94%以上であること
給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が 83.7%以上であること</td><td>○</td><td>○※２</td></tr>
<tr><td>潜熱回収型
石油給湯機</td><td>油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が 94%以上であること
石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が 81.3%以上であること
石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること</td><td>○</td><td>○※２</td></tr>
<tr><td>ヒートポンプ・
ガス瞬間式
併用型給湯機</td><td>熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が 102%以上であること</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>節湯水栓</td><td>JIS B2061:2017 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること</td><td>○</td><td>○※３</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td><td>定量用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和４年度以降登録・公表されている蓄電システムであること</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃料電池システム</td><td>燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること（燃料電池発電ユニットの後付けも可）</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">コージェネレーション設備</td><td>【燃料電池発電ユニット】
燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること（燃料電池発電ユニットの後付けも可）
【ガスエンジン給湯器】
ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準(JIS B8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV 基準）で 80%以上であること</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">LED 照明</td><td>工事を伴うものであること</td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>

※１　「ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機」のいずれかと「節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）」と３つセットの場合に限る。（セットとなる設備は、既設の場合も可とする。）

※２　「節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）」と「高断熱浴槽」と３つセットの場合に限る。（セットとなる設備は、既設の場合も可とする。）

※３　浴室シャワー水栓で、「ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機」のいずれかと「高断熱浴槽」と３つセットの場合に限る。（セットとなる設備は､既設の場合も可とする。）

※４　子育てエコホーム支援事業の対象建材は、同事業ホームページから検索可能です。

④ <u>構造補強工事費</u>

・全体改修により ZEH 水準に適合すること。

・②全体改修の条件４項目ア～ウまたはオに掲げるいずれかの要件を満たすこと。

５　補助金額算定方法

・補助金額は次の（１）～（３）のうち最も低い額とする。

（１）モデル工事費×交付率を各工事について合計した額

（２）実際の工事費（補助対象工事に係る分に限る）×交付率

（３）交付上限額

・建替えの場合やモデル工事費が示されていない工事（省エネ診断、省エネ化計画策定、構造補強工事を含む）の場合は複数社の見積を取ることが必要。

６　対象者

次のすべてに当てはまる方

（１）　町内に一戸建住宅を所有する住宅の所有者（併用住宅の場合は住宅部分のみ対象）

（２）　町税を滞納していないこと

（３）　（省エネ改修の場合）改修する部分が、当該制度及び他の制度により助

成を受けていないこと。

７　事業実施期間

事業の開始日は契約締結日とし、令和８年２月 27 日までに完了するものであること。

８　申請受付期間

・申請受付期限：令和７年 10 月 31 日（金）まで

・補助金交付申請は、予算の範囲内で先着順に受け付けるものとする。ただし、受け付けた補助金交付申請に係る補助額が予算の範囲を超えると認められるときは、補助金交付申請の受付を停止する。

９　申請方法

・申請前に役場建設課へ相談の上、必要書類をそろえて申請。

※工事完了後の申請は対象外となるので必ず工事完了前に申請のこと。

※事前に着手する場合は、各条件について十分確認の上、申請者の責任で着手すること。

１０　提出書類

【申請時】

添付書類		内容
全体	補助金交付申請書	様式第１号
	事業計画書	別紙１（様式第１号関係）
	経費配分書	別紙２（様式第１号関係）
	住宅の所在地、所有者が確認できる書類	１　固定資産税納税通知書の写し ２　登記事項証明書の写し ３　その他町長が認めるもの
	住宅の延べ面積が確認できる書類	１　確認済証の写し ２　その他町長が認めるもの

	住宅の現状が確認できる書類	1　改修する箇所の現況写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること） 2　その他町長が認めるもの
	事業の開始日が確認できる書類	1　契約書の写し 2　その他町長が認めるもの
	町税の滞納がないことが確認できる書類	1　町税がないことの証明 2　その他町長が認めるもの
省エネ改修の場合（共通）	耐震基準に適合することが確認できる書類	1　耐震診断結果の写し 2　住宅性能評価書の写し 3　確認済証の写し 4　その他町長が認めるもの
省エネ改修の場合（全体改修）	要件を満たすことが確認できる書類	1　構造安全性が分かる構造計算書 2　壁量等基準（案）により構造安全性が分かるもの 3　耐震等級３を満たすことが分かる住宅性能評価書の写し 4　耐震等級２を満たすことが分かる住宅性能評価書、かつ、同意書の写し 5　公布後の壁量等の基準により構造安全性が分かるもの 5　その他町長が認めるもの
省エネ改修の場合（部分改修）	国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類	1　建材・設備の型番が分かる性能証明書の写し 2　カタログの写し 3　その他町長が認めるもの
省エネ改修の場合（構造補強工事）	国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類	1　構造安全性が分かる構造計算書 2　壁量等基準（案）により構造安全性が分かるもの 3　耐震等級３を満たすことが分かる住宅性能評価書の写し 4　その他町長が認めるもの

【請求時】

添付書類		内容
全体	補助金請求書	様式第４号
	実績報告書	様式第５号
	事業実績書	別紙１（様式第５号関係）
	補助金支出表	別紙２（様式第５号関係）
省エネ診断の場合	省エネ診断の結果が確認できる書類	１　既存住宅の調査に係る報告書 ２　その他町長が認めるもの
計画策定の場合	計画策定を実施したことが確認できる書類	１　計画策定に係る報告書 ２　その他町長が認めるもの
省エネ改修の場合 （共通）	国で定める基準を満たした工事内容となったことが確認できる書類	１　改修した箇所の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること） ２　その他町長が認めるもの
省エネ改修の場合 （全体改修）	省エネ基準又はＺＥＨ水準に適合したことが確認できる書類	１　住宅性能評価書の写し ２　ＢＥＬＳ評価書の写し ３　その他町長が認めるもの

１１　その他

・補助金の交付決定後に実施事業の金額の変更があった場合は変更申請を提出すること。